

会費規則

(総則)

第1条 一般社団法人神奈川県損害保険代理業協会（以下「本会」という。）は、定款第42条の規定に基づき、定款第11条に定める入会金及び会費に関して以下のとおり規則を定める。

(入会金・会費の額)

第2条 本会の入会金及び会費の額は、定款21条の定めに従い、総会の決議を経てこれを定める。

第3条 入会金の額は、定款第6条に定める会員の種類に応じて次のとおりとする。

- 一 正会員 10,000円
- 二 一般会員 10,000円
- 三 賛助会員 10,000円

第4条 会費の額は、定款第6条に定める会員の種類に応じて次のとおりとする。

- 一 正会員 年額 26,000円
- 二 一般会員 年額 10,000円
- 三 賛助会員 年額 10,000円

(入会金・会費の納入方法)

第5条 本会の入会金・会費の納入方法は、定款21条の定めに従い、総会の決議を経てこれを定める。

第6条 入会金の納入方法は、会員となろうとする者が入会申込書の提出とともに、現金または振込の方法で納入するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、会長の承認があるときは、一般に合理的な他の方法により納入することができる。

第7条 会費の納入方法は、本会からの請求に従って、口座引落としまたは振込の方法で納入するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、会長の承認があるときは、一般に合理的な他の方法により納入することができる。

(会費の納入期限)

第8条 会費の納入期限は、前条1項の請求で定めた日とする。

(会費の滞納)

第9条 前条の納入期限が経過したにもかかわらず、会員が会費を納入しないときは、本会から会員に対して期限を定めて督促を行う。

- 2 前項の督促期限を経過したにもかかわらず、さらに会員が会費を納入しないときは、再度期限を定めて督促を行う。
- 3 前項の再度の期限を経過してもなお会費が納入されない場合を滞納とする。ただし、滞納の認定理事会の決議をもって滞納者と認定する。
- 4 滞納者は、滞納会費を完納しなければならない。

(変更)

第10条 本規則の改廃は定款第42条の規定に従い理事会の決議を経なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第3条及び第4条に定める入会金・会費の額、第6条及び第7条に定める納入方法は、総会の決議を経なければ変更することができない。

(附則)

第11条 本規則は、一般社団法人設立日より施行する。

第12条 第3条の規定にかかわらず、神奈川県損害保険代理業協会の会員であった者が本会に移行入会するときは入会金を不要とする。

